

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められる中、継続的に企業価値を高めるため、経営の効率化、判断の迅速化をすすめるとともに、経営チェック機能の充実ならびに適時適切な情報開示を行い、経営の透明性を高めることを重要な課題と位置付けております。

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスが有効に機能することが求められる中、継続的に企業価値を高めるため、経営の効率化、判断の迅速化をすすめるとともに、経営チェック機能の充実ならびに適時適切な情報開示を行い、経営の透明性を高めることを重要な課題と位置付けております。

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利の実質的な確保のため、法令に従い適切に対応するとともに、外国人株主や少数株主に十分に配慮し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を進めていきます。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、社会的責任や公共的使命の重要性を認識し、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとしたさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努め、高い自己規律に基づき健全に業務を運営する企業文化・風土を醸成してまいります。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、財務情報のみならず、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスなどの非財務情報についても、自主的に、明快な説明を行うべく、経営陣自らバランスの取れた、分かりやすく有用性が高い情報提供に取り組んでいきます。

(4) 取締役会等の責務

当社の取締役会は、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令上取締役会が決定すべき事項とされている重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために意思決定を行います。

・取締役会は、経営理念を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行う。

・内部統制システムやリスク管理体制を整備することで、経営陣によるリスクテイクを切に支えます。

当社は、監査役会設置会社として、監査役の独立性・独任制、常勤監査役といった監査役制度のメリットをいかしつつ、過半数を独立社外監査役で構成する監査役会により取締役の職務の執行を監査しています。

(5) 株主との対話

当社は、株主等との建設的な対話を重視し、IR担当部署を中心に様々な機会を通じて対話を持つように努めてまいります。

当社は、建設的な対話を通じて、当社経営方針にかかる理解を得る努力を行うとともに、株主等の声に耳を傾けることで、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収及び反映し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、上場株式を新規に政策保有する場合、もしくは既に政策保有している場合については、事業戦略、取引関係などを総合的に勘案し、中長期的な観点から当社グループの企業価値の向上に資することを取締役会において検証し、確認した上で新規保有や継続保有を判断し、その意義が乏しいと判断する株式については縮減します。

また、当社では、中長期的な視点で企業価値向上につながるか、または当社の株式保有の意義が損なわれないかを当社判断基準として議決権の行使を行います。

なお、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査する方法につき、今後検討してまいります。

【補充原則4-1-2】(中期経営計画) 【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、具体的な中期経営計画、中期的な業績予想を掲げることは行っておりませんが、中期目標数値を設定しております。また、前年実績との乖離に関する原因分析は定期的に行っており、決算発表等を通じ株主を含むステークホルダーに対し開示・説明を行っております。

【補充原則4-2-1】(業績連動報酬)

当社は、長期安定的に業績が推移しており、業績連動報酬は採用していません。

また、自社株報酬も実施していませんが、役員報酬の一部を継続して役員持株会に抛出し一定の当社株式を取得保有することを通じて企業価値の向上を意識した経営を促しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

[原則1-7. 関連当事者間の取引]

当社は、当社役員との利益相反取引が発生する場合は、法令等の定めに従い、取締役会等にて承認、確認等を行うこととしています。また、主要株主との取引が発生する場合は、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとします。

[原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社は、企業年金を有していないため、財政状態への影響はありません。

[原則3-1. 情報開示の充実]

(i) 当社の経営理念等は、当社ホームページ、決算短信等にて開示しています。(https://yuasa-funashoku.com/)

(ii) コーポレートガバナンスの基本方針は本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しています。

(iii) 取締役の報酬は固定報酬と評価報酬で構成され、取締役会から諮問を受け、任意の会議である指名・報酬諮問会議において、その適切性等について検討し、答申を行い、取締役会において決定します。

(iv) 取締役・監査役候補の指名は、当社の経営陣幹部または取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、任意の会議である指名・報酬諮問会議において、その適切性等について検討し、答申を行い、取締役会において決定します。なお、監査役については、監査役会の同意を得ています。

(v) 各役員候補者の選任理由については、株主総会招集通知において開示します。

[補充原則4-1-1] (経営陣に対する委任範囲の明確化および開示)

取締役会は、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令上取締役会が決定すべき事項(株主総会に関する事項、人事・組織に関する事項、決算に関する事項、株式等に関する事項、一定規模を超えるM&A・投融資に関する事項)およびあらかじめ取締役会で定めた取締役会規程に規定する事項を決議し、その他の業務執行(その主なものは取締役会規程の別紙に定める報告事項)については取締役会で定めた管掌業務にもとづき各業務執行取締役にその決定を委任しています。

[原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

[補充原則4-11-1] (取締役会全体としてのバランス等や規模の考え方)

当社の取締役会は、定款で定める取締役20名以内、監査役は4名の員数の範囲内で構成され、実効性ある議論を行うのに適正な規模、また、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスを配慮し多様性を確保した人員で構成することを、基本的な考え方としています。

当社の経営理念、経営戦略をもとに、取締役の選任については、その経験、見識、専門性などを総合的に評価・判断して選定します。

また、社外取締役は、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないと判断される基準に基づき選任を行っております。

[補充原則4-11-2] (取締役・監査役の兼任状況の開示)

取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況は、株主総会招集通知等で開示しております。

[補充原則4-11-3] (取締役会全体の実効性の分析・評価及びその概要の開示)

取締役会は、毎年4月から6月にかけて、各取締役による取締役会の自己評価を実施します。また、社外取締役との間で、毎年1回取締役会の運営状況について意見交換を実施し、取締役会の実効性の更なる強化につなげるべく、取締役会運営の見直しを行っております。2019年度、取締役会は11回開催され、経営戦略やコーポレートガバナンス、設備投資等の様々な経営課題、業務執行について活発な議論が行われました。現在の当社取締役会は実効性があるものと評価しています。

[補充原則4-14-2] (取締役・監査役のトレーニングの方針の開示)

当社では、取締役・監査役就任者向けに、必要な知識習得と役割と責任の理解の機会として、特にコンプライアンス遵守を重視した研修を実施していきます。また、社外取締役・社外監査役に当社グループの経営理念、経営方針、事業活動および組織等に関する理解を深めることを目的に、随時、これらに関する情報提供を行っています。また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が、その役割および責務を果たすために必要とする事業・財務・組織等に関する知識を取得するために必要な機会の提供、費用の支援を行います。

[原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、株主等との建設的な対話を重視し、経営陣幹部を中心に様々な機会を通じて対話を持つように努めてまいります。建設的な対話を通じて、当社経営方針にかかる理解を得る努力を行うとともに、株主等の声に耳を傾けることで、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収及び反映し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

i. ii. 当社では、IR担当取締役が経営企画室、経理部、総務部等のIR活動に関連する部署を統轄し、日常的な部署間の連携を図っています。

iii. 総務部にて、投資家からの電話取材やスモールミーティング等のIR取材を積極的に受け付けるとともに、決算説明を半期に1回、IR担当取締役が説明を行っています。

iv. それらの結果は、IR担当取締役が必要に応じ、取締役会や経営幹部会へフィードバックしています。

v. また、投資家との対話の際は、決算説明やスモールミーティングを問わず、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わるテーマを対話の軸とすることにより、インサイダー情報管理に留意しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
昭和産業株式会社	334,500	7.44
株式会社ブロードビーク	290,900	6.47
株式会社榎本武平商店	240,400	5.34
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	228,000	5.07
株式会社千葉銀行	223,338	4.97

株式会社千葉興業銀行	223,290	4.96
双日食料株式会社	211,149	4.69
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	155,194	3.45
三井住友信託銀行株式会社	145,500	3.23
日本生命保険相互会社	118,518	2.63

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
和氣 満美子	弁護士											
足立 政治	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
和氣 満美子	○	----	弁護士としての資格を有しており、その知識と経験を当社の経営に活かしていただくため。 また、当社および当社子会社との利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
足立 政治	○	----	公認会計士の資格と監査経験を有しており、その知識と経験を当社の経営に活かしていただくため。 また、当社及び当社子会社との利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問会議	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	同上	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

社外取締役を委員とする指名・報酬諮問会議で適切性について検討し、取締役会において決定を行います。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、四半期ごとの打ち合わせ会において、相互の情報交換・意見交換を行うなど連携しており、監査の実効性の向上をめざしております。
また、監査役と内部監査部門（監査室）は、四半期ごとの打ち合わせ会に加え、必要の都度、相互の情報交換・意見交換を行うなど連携しており、監査の実効性の向上をめざしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数 更新	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
木原 新二	他の会社の出身者										△			
田仲 直樹	他の会社の出身者										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木原 新二		株式会社千葉銀行の出身者であります。	金融機関での経験が豊富であり、財務、会計に相当程度の知見を有しております。
田仲 直樹		株式会社千葉興業銀行の出身者であります。	金融機関での経験が豊富であり、財務、会計に相当程度の知見を有しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新 2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 その他

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬からなり、業績連動報酬は中長期的な業績、評価に基づき決定しております。また、取締役報酬の一部を役員持ち株会に拠出して一定の当社株式を保有することを通じて企業価値の向上を意識した経営を促しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書、事業報告において、取締役報酬の総額を開示しております。2020年3月期に取締役役に支払った報酬等の総額は、11名、150万円（使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含んでおりません）であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

管理本部の各部署（総務部、経理部、監査室）から情報伝達、取締役会開催に際しての事前説明。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

業務執行については、公正で透明性の高い経営を実現するために、取締役会を毎月開催し担当取締役より業務執行に関する報告を受け重要事項を審議するとともに、役付取締役で構成される常務会及び役付取締役、各本部長で構成される本部長会議を原則毎月2回開催し、業務全般

にわたる迅速な意思決定と情報の共有化を図っております。

監査・監督については、経営チェック機能としては監査役設置会社であり、社外監査役2名を含む3名の監査役が毎月取締役会に出席するとともに独自に監査を実施するなど取締役の業務執行の状況を監査し、定例及び随時の監査役会において意見交換を行うなど、経営監視は有効に機能していると考えております。

内部監査の組織としては、監査室を設置しており、各部門、工場などの監査を定期的を実施し、チェック・指導する体制をとっております。

また、会計監査については、仰星監査法人が選任されており、2020年3月期の監査業務を執行した公認会計士は、野口哲生と小川聡の2名、監査業務に係る補助者の構成は公認会計士6名、公認会計士試験合格者等13名であります。

監査役会、会計監査人及び内部監査部門（監査部）とは、四半期ごとの打ち合わせ会に加え、必要の都度、相互の情報交換・意見交換を行うなど連携をしており、監査の実行性の向上に努めており、現状の体制において、有効に機能していると考えております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

監査役会は、社外監査役2名を含む3名の監査役で構成されており、取締役の業務執行を牽制するとともに、内部監査部門等と連携を図り経営状態を監視しております。当社は、これら体制により、適正な企業統治が確保されているものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知発送日 2020年6月9日 定時株主総会開催日 2020年6月26日
その他	当社ホームページに招集通知を掲載いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、その他開示資料、決算ハイライト、株式の状況を掲載	
その他	格付機関の定期的レビューを受けております。 また、アナリスト等からの説明要請があった際は、随時個別対応を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全、地球温暖化防止のための取組みとして、クールビズの実施、帳票類の再生紙使用等を行っております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する体制についての整備状況は次のとおりです。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は法令遵守、企業倫理を念頭に置き、コンプライアンスマニュアル、行動規範に基づいて、職務を執行する。
- (2) 取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を取締役に報告する。
- (3) 社外監査役による客観的な視点からのアドバイスを通じて、取締役会は適正な判断を行う。
- (4) 取締役は、他の取締役の法令及び定款違反の行為を発見した場合は、直ちに取締役会及び監査役会、コンプライアンス委員会に報告する等体制を強化する。
- (5) 反社会的勢力には、毅然とした態度で対応し、利益供与は一切行わないという方針のもと、対応部署及び不当要求防止責任者を定め、地元警察署及び顧問弁護士等の外部専門家と連携をとりながら、反社会的勢力との取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備、構築する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書、協議書その他の業務の執行状況を示す主要な文書の取扱いに関しては、文書管理規程に従い保存管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業活動における様々なリスクを想定したリスク管理規程を整備し、取締役及び使用人に各リスク認識を周知徹底し、リスク発生の未然防止に努める。
- (2) 大規模な事故や災害等、不足の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応をとり、損害の拡大化を抑え、正常な状態への回復に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月1回開催し、担当取締役より業務執行に関する報告を受け、重要事項を審議するとともに、役付取締役で構成される常務会及び役付取締役、各本部長で構成される本部長会議を原則毎月2回開催し、業務全般にわたる迅速な意思決定と情報の共有化を図る体制をとる。

5. 使用人の職の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンスマニュアル、行動規範に基づいて職務を遂行する。
- (2) 公益通報者保護法に基づいた内部通報制度を制定し、万一コンプライアンス違反があった場合は誰でも報告できる体制を作る。

6. 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

独立した事業会社として自主性を尊重するものの企業集団としての業務の適正を確保するために、関係会社管理規程に基づき子会社を管理し、子会社は子会社協議・報告基準に基づいて当社へ協議・報告する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、速やかに対応し、補助担当者を充当する。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助担当者は監査役区の職務を補助する業務については、取締役の指揮命令系統から外れ、独立性を保つ。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は取締役会にて、常勤監査役に報告し、常勤監査役は監査役会でその他の監査役に報告する。その他必要に応じ、随時、取締役は常勤監査役に報告し、常勤監査役はその他の監査役に報告する。

10. その他の監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役はいつでも必要に応じ、取締役及び使用人に対して報告を求め、調査を要請できるものとする。

11. 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、関係する諸規程を継続的に整備するとともに、会計基準その他関連する法令に適切に対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

ユアサ・フナシヨクグループ「行動規範」において、反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わない旨定めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

なし

該当項目に関する補足説明

更新

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、次のとおりです。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、株式市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大量買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様の意思に基づいて判断されるべきものと考えております。

しかしながら、株券等の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大量買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が大量買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために大量買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

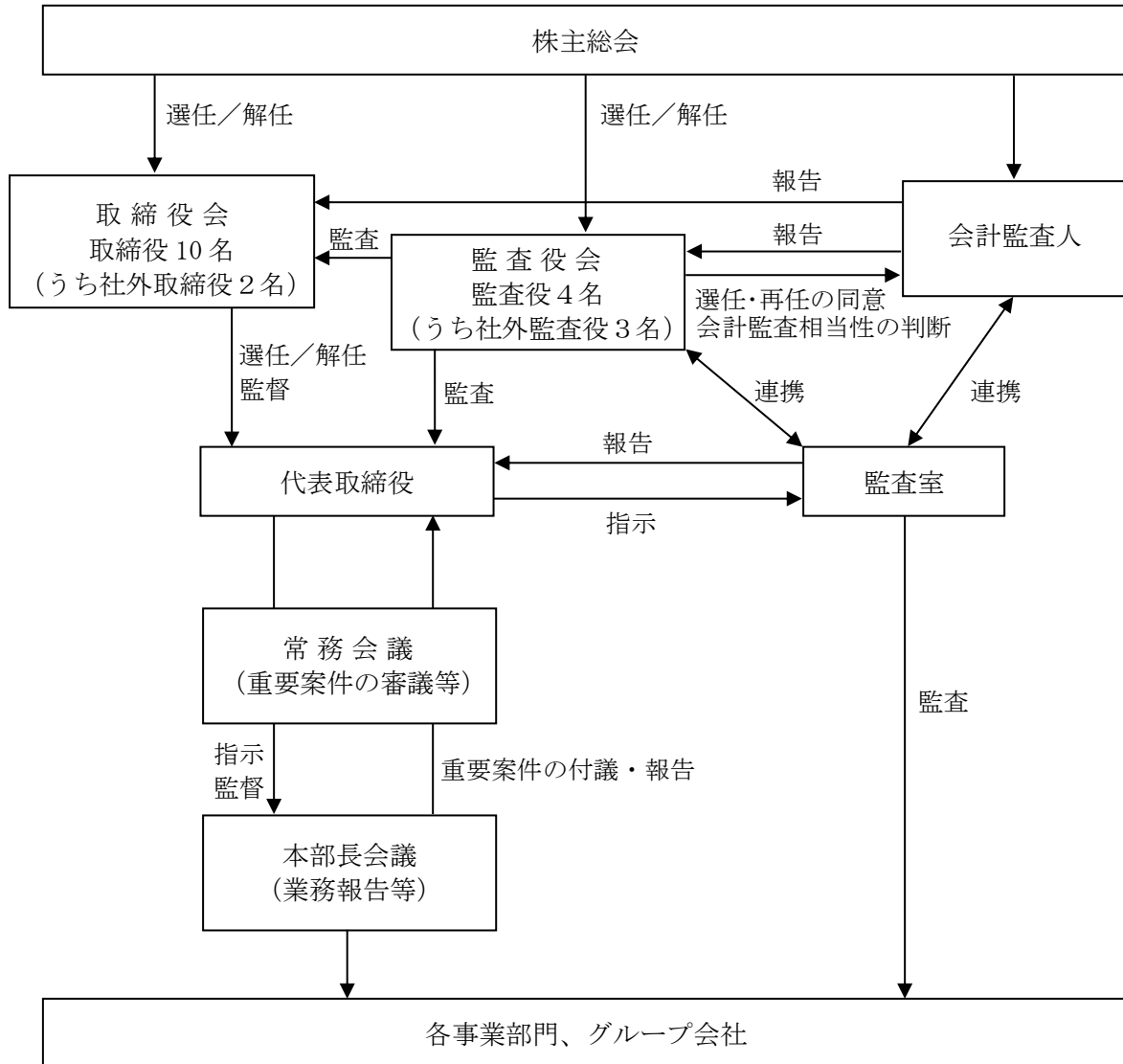
また、外部者である大量買付者が大量買付行為を行う場合に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、大量買付者の属性、大量買付行為の目的、大量買付者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の大量買付者の情報を把握した上で、大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付行為が強行される場合には、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

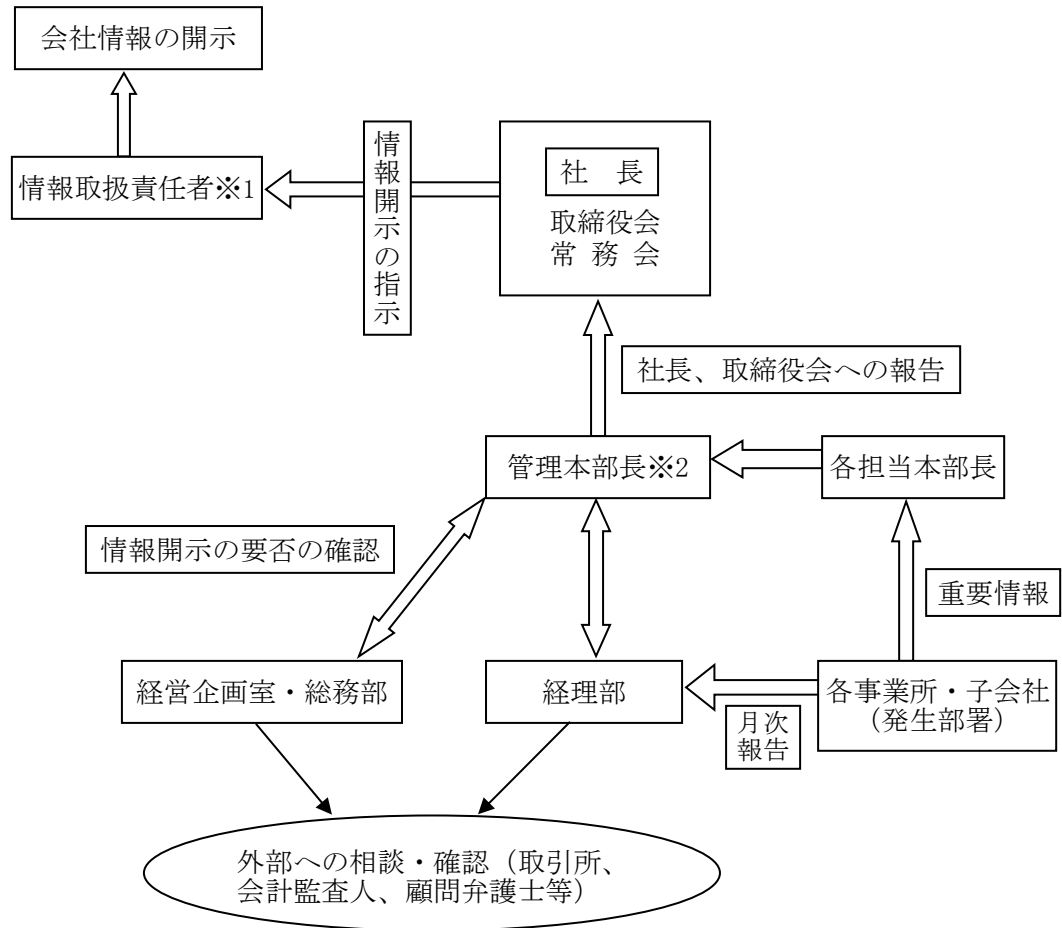
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

――

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制の概要】



※1 情報取扱責任者は、管理本部長である。

※2 管理本部長は、常務取締役に委嘱されており、取締役会・常務会に出席している。

(注) 決定事項に関する情報は、取締役会または常務会の承認を得て適時開示しており、発生事実に関する情報は、取締役会または常務会に報告し、適時開示しております。

以 上